

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-漁業分野の基準について-

平成31年3月

法務省・農林水産省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年11月29日一部改正

令和3年2月19日一部改正

令和4年8月30日一部改正

令和5年8月31日一部改正

令和6年2月15日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、漁業分野についても「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、漁業分野についても、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき漁業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成31年農林水産省告示第525号。以下「告示」という。）において、漁業分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

漁業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、漁業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

(ア) 「1号漁業技能測定試験（漁業）」

(イ) 「1号漁業技能測定試験（養殖業）」

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

- （ア）「2号漁業技能測定試験（漁業）」及び「日本語能力試験（N3以上）」
- （イ）「2号漁業技能測定試験（養殖業）」及び「日本語能力試験（N3以上）」

イ 実務経験

- （ア）漁船法（昭和25年法律第178号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。
- （イ）漁業法（昭和24年法律第267号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）

- （ア）漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）
- （イ）養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）

イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人）

- （ア）漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。
- （イ）養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

さらに、漁業の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

漁業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：①漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、②養殖業に係る梱包・出荷、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等）に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)ア及び2(1)若しくは(2)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務。

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を有する業務。

【主たる業務】

- 漁業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格等により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務（漁業又は養殖業）に主として従事しなければなりません。
- 1号特定技能外国人は、漁業又は養殖業を主体的に営むものでなく、船長や漁労長等の監督者の指示を理解し、又は監督者の包括的な指示の下で自ら判断しながら、漁労作業や養殖作業の業務に従事するものです。
- 2号特定技能外国人は、漁業又は養殖業を主体的に営むものではなく、船長や漁労長、養殖経営者の下で、操業を指揮監督する者や養殖を管理する者を補佐する者又は他の作業員を指導しながら自らも作業に従事し、作業工程を指揮・管理する者として漁労作業や養殖作業の業務に従事するものです。

【関連業務】

- また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、漁業の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期

待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲については、柔軟に対応することとしており、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。

（注）専ら関連業務のみに従事することは認められません。

（分野別運用方針５（１）ア（ア）及びイ（ア）関係：漁業の業務に従事している場合）

- ・ 漁具・漁労機械の点検・換装
 - ・ 船体の補修・清掃
 - ・ 魚倉、漁具保管庫、番屋の清掃
 - ・ 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積込み
 - ・ 出漁に係る炊事・賄い
 - ・ 採捕した水産動植物の生簀における畜養その他付随的な養殖
 - ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売
 - ・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売
 - ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
 - ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
 - ・ 社内外における研修
- 等

（分野別運用方針５（１）ア（イ）及びイ（イ）関係：養殖業の業務に従事している場合）

- ・ 漁具・漁労機械の点検・換装
- ・ 船体の補修・清掃
- ・ 魚倉、漁具保管庫・番屋の清掃
- ・ 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積込み
- ・ 養殖用の機械・設備・器工具等の清掃・消毒・管理・保守
- ・ 鳥獣に対する駆除、追払、防護ネット・テグス張り等の養殖場における食害防止
- ・ 養殖水産動植物の餌となる水産動植物や養殖用稚魚の採捕その他付随的な漁業
- ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売
- ・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売

- ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
- ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
- ・ 社内外における研修

【労働時間、休憩及び休日への配慮】

- 特定技能雇用契約は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合している必要があります。漁業・養殖業については、日本人が従事する場合と同様に、労働時間、休憩及び休日に関する労働基準法等の規定は適用除外となりますが、特定技能外国人が、健康で文化的な生活を営み、職場での能率を長期間にわたって維持していくため、特定技能外国人の意向も踏まえつつ、労働基準法等に基づく基準も参考にしながら、過重な長時間労働とならないよう、適切に労働時間を管理するとともに、適切に休憩及び休日を設定しなければなりません。なお、労働基準法の規定の適用除外となるのは、労働時間、休憩及び休日に関する規定だけであり、深夜勤務における深夜割増賃金やその他の規定については適用除外にならないことにご留意ください。

【相談窓口】

- 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該特定技能外国人に従事させようとする業務が漁業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

水産庁漁政部企画課

電話：03-6744-2340

【確認対象の書類】

- 漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第12-1号）
- 特定技能所属機関が農林水産大臣又は都道府県知事の許可又は免許を受け漁業又は養殖業を営んでいる場合（例えば大臣許可漁業の許可や定置漁業の免許を受けている場合等。）は、次のいずれかの書類
 - ・ 許可証の写し
 - ・ 免許の指令書の写し
 - ・ その他許可または免許を受け漁業又は養殖業を営んでいることが確認できる公的な書類の写し
- 特定技能所属機関が漁業協同組合に所属して漁業又は養殖業を営んでいる場合（例えば当該組合の共同漁業権の内容たる漁業を営んでいる場合等。）は、次のいず

れかの書類

- ・ 当該組合の漁業権の内容たる漁業又は養殖業を営むことを確認できる当該組合が発行した書類の写し
 - ・ その他当該組合に所属して漁業又は養殖業を営んでいることが確認できる書類の写し
- 漁船を用いて漁業又は養殖業を営んでいる場合は、次のいずれかの書類
- ・ 漁船原簿謄本の写し
 - ・ 漁船登録票の写し

【留意事項】

- 自己の雇用する外国人を、当該雇用関係の下に、かつ、他の法人・個人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させるには、派遣事業の許可が必要となります。外国人を関連業務に従事させるに当たっては、職業安定法令を遵守してください。なお、労働者派遣形態については第3も御参照ください。
- 労働者（外国人を含む。）を業務（関連業務を含む。）に従事させる場合、本人の意思に反して労働を強制してはならないことはもとより、過重労働とならないよう、適切な労働時間、休憩及び休日確保するとともに、当該労働の対償として賃金を支払うなど、労働基準法等を遵守してください。

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

漁業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に

合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、漁業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

(ア) 「1号漁業技能測定試験（漁業）」

(イ) 「1号漁業技能測定試験（養殖業）」

イ 日本語能力水準

(ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

(ア) 「2号漁業技能測定試験（漁業）」及び「日本語能力試験（N3以上）」

(イ) 「2号漁業技能測定試験（養殖業）」及び「日本語能力試験（N3以上）」

イ 実務経験

(ア) 漁船法（昭和25年法律第178号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。

(イ) 漁業法（昭和24年法律第267号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(2) 「2号漁業技能測定試験」及び「日本語能力試験（N3以上）」（運用方針3

(2) アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

（技能水準）

以下（ア）①及び（イ）の要件を満たす者については、運用方針5（1）イ

（ア）の業務区分において、熟練した技能を有する者と認める。また、以下

（ア）②及び（イ）の要件を満たす者については、運用方針5（1）イ（イ）の業務区分において、熟練した技能を有する者と認める。

（ア）「2号漁業技能測定試験」

① 「2号漁業技能測定試験（漁業）」

当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、試験合格に加えて、漁船法（昭和25年法律第178号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること（注1）を要件とする。

（注1）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、漁業分野（漁業区分）の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

② 「2号漁業技能測定試験（養殖業）」

当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、試験合格に加えて、漁業法（昭和24年法律第267号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること（注2）を要件とする。

（注2）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、漁業分野（養殖業区分）の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。

ア 運用方針5（1）ア（ア）の業務区分

漁船漁業に関連する第2号技能実習（漁船漁業職種9作業：かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業）を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、魚群を探し、適切な漁具・漁労機械を選択して、水産動植物を採捕し、その鮮度を保持するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が

認められることから、修得した技能が漁船漁業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても漁業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)ア(ア)の試験を免除する。

イ 運用方針5(1)ア(イ)の業務区分

養殖業に関連する第2号技能実習(養殖業職種1作業:ほたてがい・まがき養殖作業)を良好に修了した者については、技能実習で修得した技能が、適切な養殖資材を選択して、水産動植物を養殖し、収穫(穫)するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が養殖業職種に属する作業のいずれに係るものであっても養殖業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)ア(イ)の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として漁業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された1号漁業技能測定試験及び日本語試験の合格が必要です。
- また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。
- 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された2号漁業技能測定試験及び日本語能力試験の合格に加えて、以下の実務経験が必要です。

・業務区分：漁業

漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての2年以上の実務経験

この場合の実務とは、船長・漁労長など操業を指揮監督する者を補佐しながら自らも作業に従事すること、又は操業を指揮監督する者の下で自らも漁労作業を行いつつ、他の作業員に対し、作業内容に合わせた漁具や作業員の配置等の指揮、船長・漁労長に対して作業の進捗状態等の報告を行うなど、

現場のリーダー・主任としての管理を行うことをいいます。

・業務区分：養殖業

漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての2年以上の実務経験

この場合の実務とは、経営者の下で養殖場長等を補佐しながら自らも作業に従事すること、又は経営者の下で養殖場長等として、養殖水産動植物の管理作業を自らも行いつつ、養殖いけす等の管理者等として他の作業員の指導業務を行うことをいいます。

【確認対象の書類】

＜特定技能1号の場合＞

○ 試験合格者の場合

・技能水準を証するものとして次のいずれか

1号漁業技能測定試験（漁業）の合格証明書の写し

1号漁業技能測定試験（養殖業）の合格証明書の写し

・日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し

日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し

*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト、日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合は次のいずれか

漁船漁業技能評価試験（専門級）の合格証明書の写し

養殖業技能評価試験（専門級）の合格証明書の写し

・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）

*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）の技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能2号の場合＞

○ 技能水準を証するものとして次のいずれか

・2号漁業技能測定試験（漁業）の合格証明書の写し

・2号漁業技能測定試験（養殖業）の合格証明書の写し

○ 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し

【留意事項】

＜特定技能1号＞

- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）施行前の旧制度（いわゆる外国人研修・技能実習制度を含む。）の技能実習を修了した場合を含む。）に、技能試験等を免除するには、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書を提出し、第2号技能実習を良好に修了したことを証することが必要です。
- 制度上、まき網漁業等、漁船漁業職種における本要領別表に定めるいずれかの作業の技能実習2号を良好に修了した外国人は漁業全般、ほたてがい・まがき養殖作業の技能実習2号を良好に修了した外国人は養殖業全般の業務に従事することができます。
- 例えば、まき網漁業の技能実習2号を良好に修了した外国人が、在留資格「特定技能」により、本邦において漁業に従事しながら、漁業技能測定試験（養殖業）に合格した場合には、所定の入管手続を行ったうえ、養殖業全般の業務に従事することもできます。

＜特定技能2号＞

- 2号漁業技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご確認ください。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

法第2条の5（特定技能雇用契約等）

別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第4章第1節第2款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

1～2（略）

3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 前2項の規定に適合する特定技能雇用契約（第19条の19第2号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行
- 二 第6項及び第7項の規定に適合する第6項に規定する1号特定技能外国人支援計画（第5項及び第4章第1節第2款において「適合1号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

4～9（略）

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～八（略）

九 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、次のいずれかに該当し、かつ、外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

(1)当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

(2)地方公共団体又は(1)に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

(3)地方公共団体の職員又は(1)に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は(1)に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

(4)（略）

ロ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、第1号から第4号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等をする

こととしていること。

十～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示

漁業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 三 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあつては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等をするとしていること。
- 五 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、第3号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。
- 六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を漁業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(2) 特定技能所属機関等に対して特に課す条件

- ア 労働者派遣形態（船員派遣形態を含む。以下同じ。）の場合、特定技能所属機関となる労働者派遣事業者（船員派遣事業者を含む。以下同じ。）は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限る。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

漁業分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者（上記（2）アに定める者に限る。）を特定技能所属機関として外国人を漁業分

野の事業者に派遣する労働者派遣形態とする。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

漁業分野においては、同じ地域であっても、対象魚種や漁法等によって繁忙期・閑散期の時期が異なるとともに、漁業分野の事業者の多くが零細で半島地域や離島地域等に存在していること等の特性があり、地域内における業務の繁閑を踏まえた労働力の融通、雇用・支援の一元化といった漁業現場のニーズに対応するため、漁業分野の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れることが不可欠である。

【派遣事業者の要件】

- 漁業分野において派遣形態により特定技能外国人を受け入れることができる派遣事業者は、特定技能基準省令第2条第1項第9号に定めるとおり、以下の①～③のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当であると認められる者になります。
 - ① 漁業又は漁業に関連する業務を行っている者であること
 - ② 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること
 - ③ 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること
- ①に関しては、漁業経営体や養殖経営体のように漁業分野に係る業務（漁業又は養殖業）を直接行っている者のほか、「漁業に関連する業務を行っている者」に当たり得るものとして、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等が想定されます。
- ②に関しては、地方公共団体、漁業生産組合又は上記①の者が、資本金の過半数を出資する方法が想定されます。
- ③に関しては、「業務執行に実質的に関与していると認められる」場合としては、例えば、地方公共団体、漁業生産組合又は上記①の者が、役員・職員を出向させ、当該事業者の業務方法書等において「地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員」が漁業分野に関する業務の運営に指導や助言等を行うことにより関与することとされていること等が想定されます。
- また、労働者派遣事業における派遣先の対象地域については、派遣元責任者が日帰りで派遣労働者からの苦情の処理を行い得る地域とされていることが必要であるところ、労働者派遣形態による特定技能外国人の受入れについては、派遣先の対象地域が苦情処理を含めた外国人労働者の雇用管理を適切に行うことができる範囲となっていることが必要です。

【漁業分野の固有の基準（告示）】

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、漁業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 農林水産省が、漁業分野の特定技能所属機関、漁業団体、制度関係機関その他の関係者により構成される漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）を組織します。協議会では、その構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、構成員の協力を得て、様々な取組を行い、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ります。
- 特定技能所属機関は、漁業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会の構成員になる必要があります。（告示第1号関係）

特定技能所属機関を直接又は間接に会員（組合員）とする団体（漁業団体等）も、当該機関を代表して、協議会に参画することが必要です。
- 協議会では、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護を図るため、漁業分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。特定技能所属機関は、当該協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要となります。（告示第2号関係）
- 協議会及び協議会の構成員たる漁業団体は、外国人の受入れ状況の把握や不正行為に対する横断的な再発防止等、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能所属機関に対し、報告の徴収、資料の要求、調査等の指導を行うことがあります。特定技能所属機関は、協議会におけるこうした取組に対し、誠実に協力することが不可欠です。（告示第3号関係）
- 特定技能雇用契約を締結する外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、派遣先を、上記同様、協議会及びその構成員に対し必要な協力を誠実に行う者とすることが不可欠です。（告示第4号関係）
- 特定技能所属機関が、1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関が、制度上、協議会の構成員になることを必ず求めるものではありませんが、上記同様、協議会及びその構成員に対し必要な協力を誠実にを行う登録支援機関に対し委託することが不可欠です。（告示第5号関係）

外国人との円滑な共生を図る観点から、地域の漁業活動やコミュニティ活

動の核となる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、登録支援機関となるよう努めてください。

- 特定技能所属機関は、特定技能外国人から漁業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合、当該機関における実務経験を証明する書面を交付することが必要です。（告示第6号関係）
- なお、協議会に関する事項は、水産庁のホームページを御覧ください。

【確認対象の書類】

- 漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第12-1号）（特定技能所属機関）
- 漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを確認できる書類（特定技能所属機関）
- 漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第12-2号）（登録支援機関）

<派遣事業者の要件①に該当する場合>

- 定款、登記事項証明書、有価証券報告書等、漁業又は漁業に関連する業務を行っていることが確認できる書類

<派遣事業者の要件②に該当する場合>

- 有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類

<派遣事業者の要件③に該当する場合>

- 役員名簿等、地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることが確認できる書類又は業務方法書、組織体制図等、地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類

【留意事項】

- 令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合であっても、協議会の構成員であることを確認できる書類の提出が必要です。
- 令和6年6月15日より前においては、
 - ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、上記の誓約書の提出が必要です。
 - ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第12-1号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。
 - ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び上記の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員である

ことを確認できる書類の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

- このほか、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない、または協議会に対して必要な協力を行わないなど、協議会の構成員として不適格であると認められ、構成員資格を停止又は取り消された場合、告示の基準を満たさず、特定技能外国人の受入れができなくなることがあります。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

法第2条の5（特定技能雇用契約等）

別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第4章第1節第2款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

1～2（略）

3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 前2項の規定に適合する特定技能雇用契約（第19条の19第2号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行
- 二 第6項及び第7項の規定に適合する第6項に規定する1号特定技能外国人支援計画（第5項及び第4章第1節第2款において「適合1号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

4～9（略）

特定技能基準省令第2条（特定技能雇用契約の相手方の基準）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示

漁業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 三 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者

派遣等の対象とする場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等を行うこととしていること。

五 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第3号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を漁業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、漁業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のもとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
<p>【特定技能1号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)</p>	<p>1号漁業技能測定試験(漁業)</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験(漁業)に合格したものとみなす。</p> <p>漁業技能測定試験(漁業)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト</p> <p>又は</p> <p>日本語能力試験(N4以上)</p>	<p>漁船漁業</p>	<p>かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業</p>	/
<p>【特定技能2号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</p>	/	/	/	/	<p>2号漁業技能測定試験(漁業)</p> <hr/> <p>日本語能力試験(N3以上)</p>
<p>【特定技能1号】 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)</p>	<p>1号漁業技能測定試験(養殖業)</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験(養殖業)に合格したものとみなす。</p> <p>漁業技能測定試験(養殖業)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト</p> <p>又は</p> <p>日本語能力試験(N4以上)</p>	<p>養殖業</p>	<p>ほたてがいがい・まがき養殖</p>	/
<p>【特定技能2号】 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</p>	/	/	/	/	<p>2号漁業技能測定試験(養殖業)</p> <hr/> <p>日本語能力試験(N3以上)</p>

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、技能試験及び日本語能力試験の合格に加えて、実務経験要件(漁業については、漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての2年以上の実務経験、養殖業においては、漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての2年以上の実務経験)が課せられています。